

課徴金事例集の公表について

～インサイダー取引事案の現状～

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課課長補佐 在津謙作

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、平成24年7月6日に、「金融商品取引法における課徴金事例集」を取りまとめ、公表した。証券監視委では、市場参加者に課徴金制度への理解を深めてもらうため、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要について、事案ごとの特色などの説明を加えて取りまとめ、平成20年6月以降、毎年この時期に公表しているものであり、今回で5回目となる。

今回の事例集は、証券監視委の勧告に基づき、平成23年5月から平成24年5月までの間に課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの出訴期間が経過した（取消しの訴えがあり、現在係争中のものを除く。）課徴金事例を紹介している。今回の事例集には、これまでの事例集と同様に、インサイダー取引、相場操縦、開示書類の虚偽記載といった違反行為の概要について事例を掲載している。

この稿では、こうした課徴金事例のうち、インサイダー取引に係る事案について説明する。

インサイダー取引行為に対する課徴金勧告の件数は、平成17年4月の制度導入以降、平成24年6月15日までに、131件（納付命令対象者ベース）となった。

これまでの勧告案件から読み取ることのできるインサイダー取引事案の傾向は、以下のとおりである。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1 インサイダー取引に対する課徴金勧告事案の特色

① 違反行為に係る重要事実の多様化と公開買付け等事実に係るインサイダー取引の増加

勧告事案を勧告時点ごとに集計し、違反行為を重要事実別に分類したものが（表1）である。勧告した事案を見ると、違反行為に係る重要事実は多様化の傾向にある。平成23年度においては、依然として、新株等発行、業務提携、決算情報を重要事実とするインサイダー取引が見受けられたほか、制度導入以来、一度も勧告を行っていなかった重要事実（剰余金の配当・損害の発生）について勧告を行った事案が見られた。

また、公開買付け等事実に係るインサイダー取引に対する勧告事案については、7件と最も多かった。

表1 重要事実別勧告状況

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	4	26
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	2
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	6
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	0	21
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	0	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	11
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	1
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	1
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	2	2	18
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	0	8
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	2	0	6
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	3	31
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)
合計	6	11	16	18	38	21	19	10	139
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	10	131

(注) 1 年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、平成24年度は6月15日まで。

2 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。(以上、(表2)(表3)(表4)において同じ)

3 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

② 違反行為者の属性

インサイダー取引を行った違反行為者は、会社関係者及び公開買付者等関係者（以下「関係者」という。）と、関係者から重要事実の伝達を受けた者である第一次情報受領者（以下「情報受領者」という。）に大別できる。

平成20年度までの各年度においては、関係者が行った事案の件数が、情報受領者が行った事案の件数を上回っていたが、平成21年度に情報受領者が関係者を上回り、以降も同様の傾向が見られている。

平成23年度においては、関係者が行った事案は3件（会社関係者2件、公開買付者等関係者1件）であるが、情報受領者が行った事案は12件であり、勧告事案全体に占める情報受領者の割合は8割と大きい。

表2 行為者属性（適用条項）別勧告状況

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
会社関係者（166条）	4	8	9	14	13	8	2	2	60
発行会社役員（1項1号）	0	1	1	2	4	1	0	0	9
発行会社社員（1項1号）	4	3	3	4	7	2	1	1	25
発行会社（175条9項による準用）	0	2	1	0	0	0	0	0	3
契約締結者等（1項4号・5号）	0	2	4	8	2	5	1	1	23
公開買付者等関係者（167条）	0	0	0	1	4	0	1	0	6
買付者役員（1項1号）	0	0	0	1	0	0	0	0	1
買付者社員（1項1号）	0	0	0	0	1	0	0	0	1
買付者との契約締結者等（1項4号・5号）	0	0	0	0	3	0	1	0	4
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	12	8	67
会社の重要事実（166条3項）	0	3	4	2	12	10	6	5	42
公開買付け事実（167条3項）	0	0	3	2	9	2	6	3	25
合計	4	11	16	19	38	20	15	10	133
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	10	131

（注）違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性（適用条項）を重複して計上しているものがある。このため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数欄数は一致しないものがある。

③ インサイダー取引における情報伝達者の属性

平成23年度においては、インサイダー取引防止に向け、内部管理態勢の構築を積極的に推進すべき立場にある上場会社等の役員や当該会社の業務における重要な事項を職務上知り得る立場にある職員が、不用意に自社の内部情報を社外の者に伝えたことにより、インサイダー取引が行われた事例が見受けられた。

特に、秘密保持の誓約書・確認書に署名・押印しているにもかかわらず、情報を伝達した事例があったことは、大変遺憾である。

会社の内部情報に接触する機会のある者は、当該情報に基づいて株取引を行わないことはもとより、当該情報を絶対に他人に漏らさない、他人を違反行為者にさせないことを心掛けなければならない。また、取引先との契約関係において得た内部情報についても、同様である。

表3 情報伝達者の属性（適用条項）別勧告状況

年度	18	19	20	21	22	23	24	計
会社重要事実の伝達（166条）	3	4	2	12	10	6	5	42
発行会社役員（1項1号）	2	0	1	4	1	2	0	10
発行会社社員（1項1号）	0	1	0	5	1	0	1	8
発行会社の業務従事者（1項1号）	0	0	0	0	1	0	0	1
契約締結者等（1項4号・5号）	1	3	1	3	7	4	4	23
公開買付け事実の伝達（167条）	0	3	2	9	2	6	3	25
買付者役員（1項1号）	0	0	0	0	1	0	1	2
買付者社員（1項1号）	0	0	0	1	0	2	0	3
買付者の業務従事者（1項1号）	0	1	0	1	0	0	0	2
買付者との契約締結者等（1項4号・5号）	0	2	2	7	1	4	2	18
うち買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	3	2	11

（注）同一の違反行為者について、異なる種類の重要事実について複数の伝達者からの伝達を受けているものを重複して計上している。

④ 借名取引によるインサイダー取引の状況

これまでの勧告事案において、違反行為に借名口座が使用された件数は、131件中33件である。

借名口座による取引は、インサイダー取引の発覚を免れるため、親族や知人などから、既設の口座を借り受けて行われることが多いが、違反行為者がインサイダー取引を行うため、知人に指示して証券口座を新規開設させた事例も見受けられた。

表4 違反行為に使用された証券口座（借名取引の状況）

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	10	9	98
借名口座	0	3	2	7	7	2	5	1	27
自己名義口座と借名口座の両方を使用	0	0	1	1	3	1	0	0	6
合計	4	11	16	17	38	20	15	10	131

⑤ 上場企業等の内部管理態勢の状況

発行会社に、自社株に係る取引の管理制度（許可制）が定められていたにもかかわらず、必要な申請がなされず、インサイダー取引が行われた事例が見られた。

また、インサイダー取引管理に関する規定が未整備であり、情報管理責任者も設置されていない等、情報管理に不備が認められる会社において、インサイダー取引が行われた事例が見られた。

⑥ 高い職業倫理、法令遵守意識を求められる者に係るインサイダー取引の状況

証券会社の顧問がその職務に関して知った重要事実に基づいてインサイダー取引を行った事例、税理士が、職務に関してではないが知ることとなった重要事実を伝達したことによりインサイダー取引が行われた事例が見受けられた。

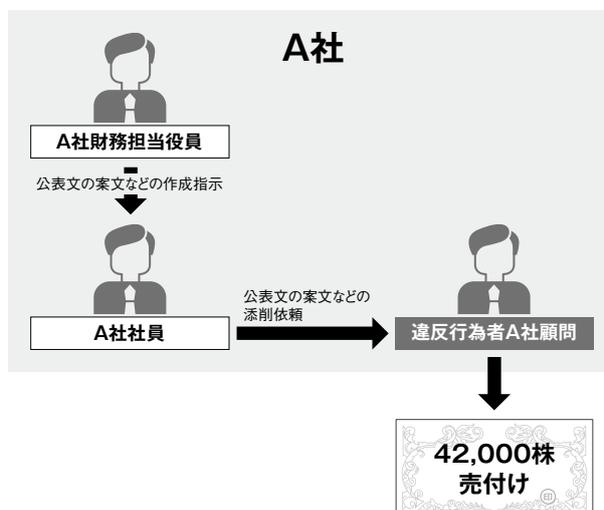
今後、一層の規律強化を求めたい。

株式を売り付けたものである。

違反行為者は、A社財務担当役員に本件重要事実に係る公表文の作成を指示されたA社社員から、当該公表文の案文などの添削を依頼され、本件重要事実を知った。

本事案について

本件の違反行為者は、発行会社の経営に関する重要な情報に接する立場にあった証券会社の顧問であり、市場関係者として高い職業倫理、法令遵守意識を求められる者が、その職務に関し知った重要事実に基づいて、借名口座を用いて空売りにより内部者取引を行った大変問題のある事例である。



事例3

契約締結者によるインサイダー取引事例

上場会社A社との業務委託契約の締結先の役員である違反行為者は、A社が新たな事業としてLED照明の製造及び販売を開始することについて決定した旨の重要事実を、同契約の締結の交渉に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A社株式を買い付けたものである。

違反行為者は、A社との業務委託契約の締結の交渉の過程で、A社の社長から電話で連絡を受けることにより、公表前に本件重要事実を知った。

本事案について

金融商品取引法の定める重要事実には、新商品の

2 個別事例の概要

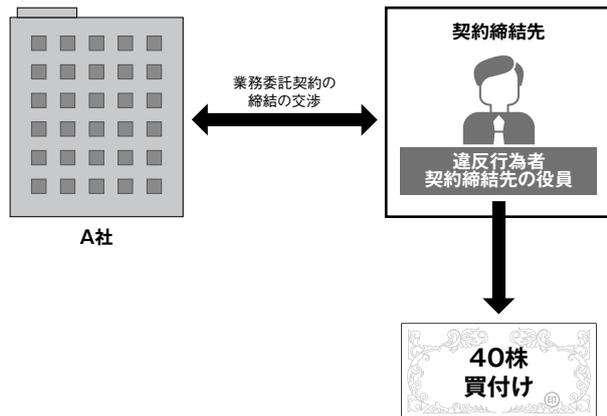
今回の事例集においては、インサイダー取引に係る課徴金納付命令勧告事例を13事例掲載している。本稿ではそのうち、3事例を紹介する。

事例2

証券会社顧問によるインサイダー取引事例

上場会社A社（証券会社）の顧問である違反行為者は、同社の中間決算において特別損失を計上することが確実にした旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、同社が中間配当を無配とすることについて決定した旨の重要事実及び同社の期末配当予想値を下方修正する旨の重要事実を、その職務に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、A社

販売等といった新たな事業の開始も含まれ、本事案は、課徴金制度導入以来、新たな事業の開始という重要事実について勧告を行った初めての例である。なお、課徴金は重要事実公表後2週間におけるA社株式の最も高い価格に買付数量を乗じて得た額と違反行為者が買い付けた価格に買付株数を乗じた額との差額を算定し、課徴金を課している。



事例11

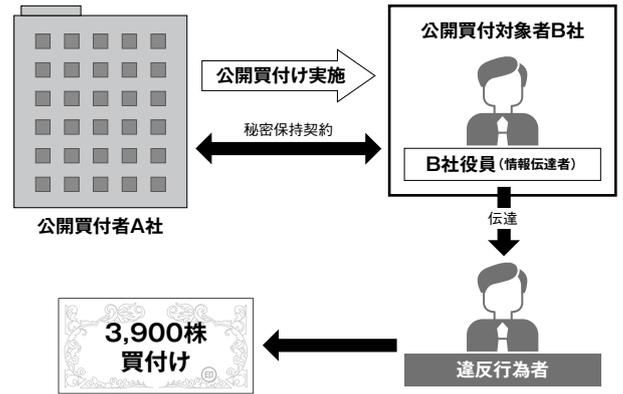
公開買付に係るインサイダー取引事例

違反行為者は、公開買付者であるA社が上場会社B社の株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実について、A社とB社との間の秘密保持契約の履行に関し知ったB社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B社株式を買い付けたものである。

違反行為者は、仕事を通じて知り合い、プライベートでも親しい関係にあったB社の役員から、同人がA社とB社との間の秘密保持契約の履行に関し知った本件公開買付け事実の伝達を受けた。

本事案について

本件におけるA社とB社との間の秘密保持契約は「口頭」で行われていたが、金融商品取引法第166条第1項第4号の「契約」の範囲には、社会的に契約とみなされるものが幅広く含まれ、契約の締結とは書面によるものに限られるわけではなく、「口頭」によるものも含まれる。



以上、詳しくは、証券取引等監視委員会ウェブサイトに掲載している事例集本体をご覧ください。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120706-1/01.pdf

3 終わりに

行政書士は、官公庁に提出する許認可等の申請書類の作成や提出手続の代行や事実証明に関する書類、契約書などの作成・相談等の業務を行う中で、投資者の判断に著しい影響を及ぼすような会社の未公表の内部情報に接する機会も少なからずあり、公認会計士や税理士をはじめとする他の士業と同じく高い職業倫理と法令順守意識が求められることはご承知のとおりである。

上記のような未公表の内部情報を知った者は、当該情報の公表前に当該会社の株式の売買を行う前に法律の禁ずるインサイダー取引に該当する可能性に十分に注意を払わなければならないことは言うまでもないが、当該情報を第三者に伝達し、その第三者が株式を売買した場合でも法律上の違反行為となり得ることも注意喚起したい。

特に行政書士が、会社から行政手続等に関する指導・助言を求められる職務にあることを鑑みれば、今回取りまとめた事例集を自らの知識を深め、インサイダー取引の未然防止のための教材として活用して頂き、会社役員等との啓発・指導にご協力をお願いしたい。